

第2期
森町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

森町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 関連計画との関係.....	4
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の策定方法.....	5
第2章 子どもと子育てを取り巻く環境.....	7
1. 人口等の動向.....	9
2. 子育て支援の状況.....	13
3. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境.....	15
第3章 第1期計画の実施状況.....	21
1. 児童数の状況.....	23
2. 教育・保育事業の状況.....	24
3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	25
第4章 計画の基本的な考え方.....	29
1. 基本理念.....	31
2. 計画の基本的な視点.....	31
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	33
1. 子ども・子育て支援制度の概要.....	35
2. 教育・保育提供区域の設定.....	37
3. 児童人口の将来推計.....	38
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	39
5. 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	40
6. 教育・保育の一体的提供の推進.....	45
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	46
8. 関連施策の推進.....	46
第6章 計画の推進体制.....	49
1. 市町村等の責務.....	51
2. 計画の推進に向けた役割.....	51
3. 計画の推進に向けた3つの連携.....	53
4. 計画の推進体制.....	54
5. 計画の点検・評価・改善.....	54

資料編.....	55
森町子ども・子育て会議条例	57
森町子ども・子育て会議委員名簿	58

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、当町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「森町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

当町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改革や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期森町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

「第2期森町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「森町総合開発振興計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



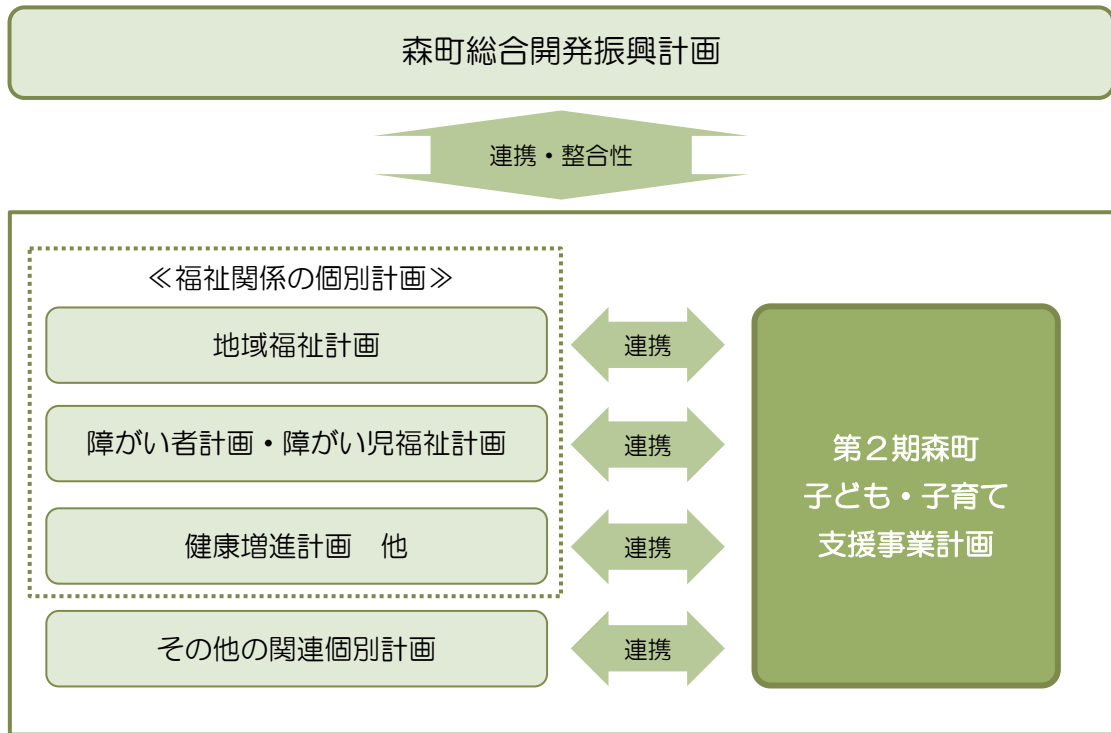
一体的に策定



第2期森町子ども・子育て支援事業計画

3. 関連計画との関係

この計画は「森町総合開発振興計画」を最上位計画とし、地域福祉計画、障がい者計画・障がい児福祉計画、健康増進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。



4. 計画の期間

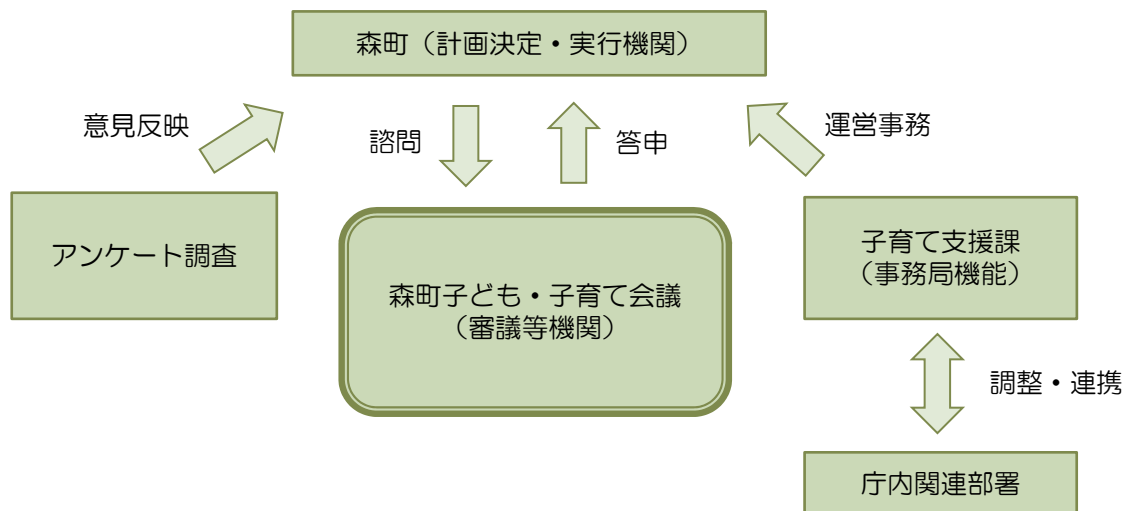
第2期森町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

平成				令和					
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
森町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第2期森町子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

5. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「森町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



(2) アンケートの実施

当町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

■ 調査の概要

調査対象	森町に在住する就学前児童、小学生の保護者全員 ・ 就学前児童の保護者：414人 ・ 小学生の保護者：359人
調査期間	平成30年12月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

■ 回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	414	226	0	226	54.6
小学生の 保護者向け	359	160	0	160	44.6
合 計	773	386	0	386	49.9

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

1. 人口等の動向

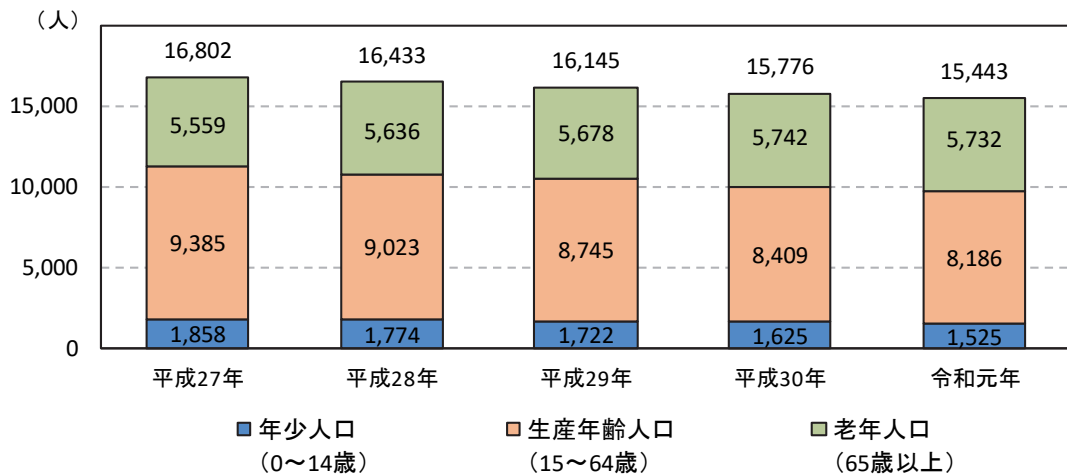
(1) 当町の人口推移

当町の人口は、平成27年の16,802人から令和元年の15,443人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成27年の5,559人から令和元年の5,732人と増加傾向にあります。一方、14歳までの年少人口は、平成27年の1,858人から令和元年の1,525人と減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。

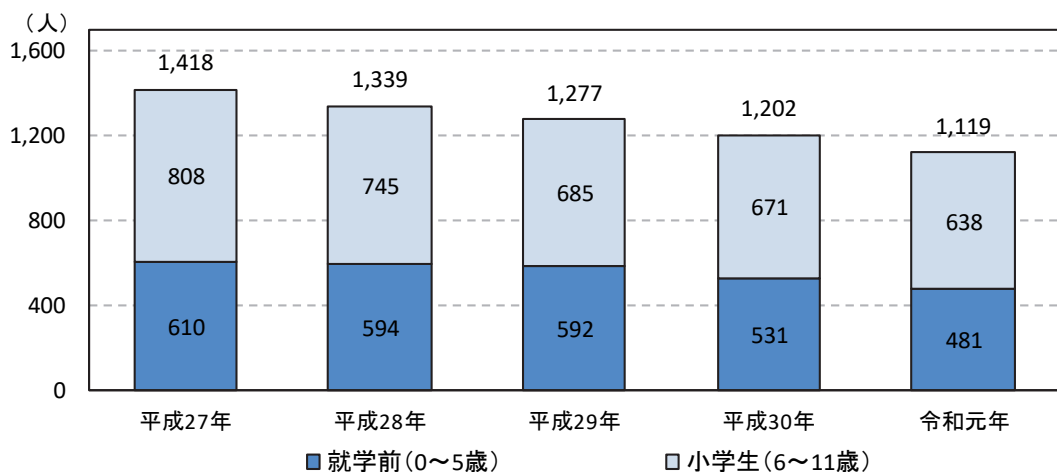
小学生以下の児童人口に関しては、就学前、小学生ともに、年々減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別の人口推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■児童人口の推移



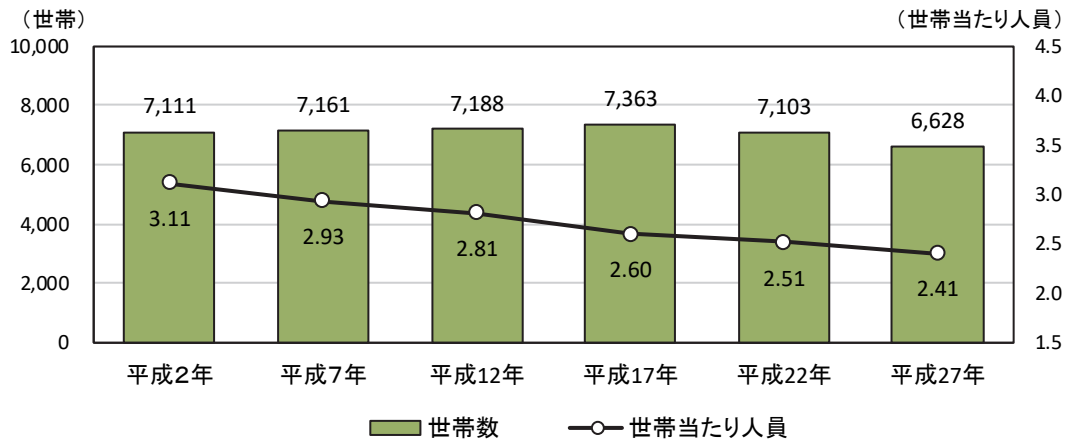
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の推移

国勢調査による当町の世帯数は、平成17年の7,363世帯をピークとして以降減少に転じており、平成27年は6,628世帯となりました。

また、1世帯あたりの人員は、平成2年の3.11人から年々減少し、平成27年には2.41人になるなど、核家族化の進行が顕著にみられます。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移

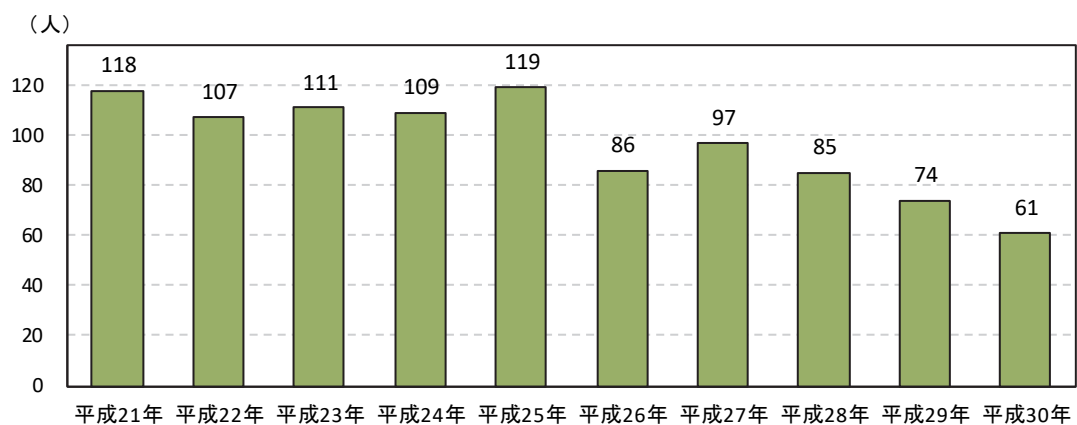


資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

当町における出生数は、平成25年までは100人超の出生数となっていました。平成26年以降は100人を割り、毎年大きく減少しています。

■出生数の推移



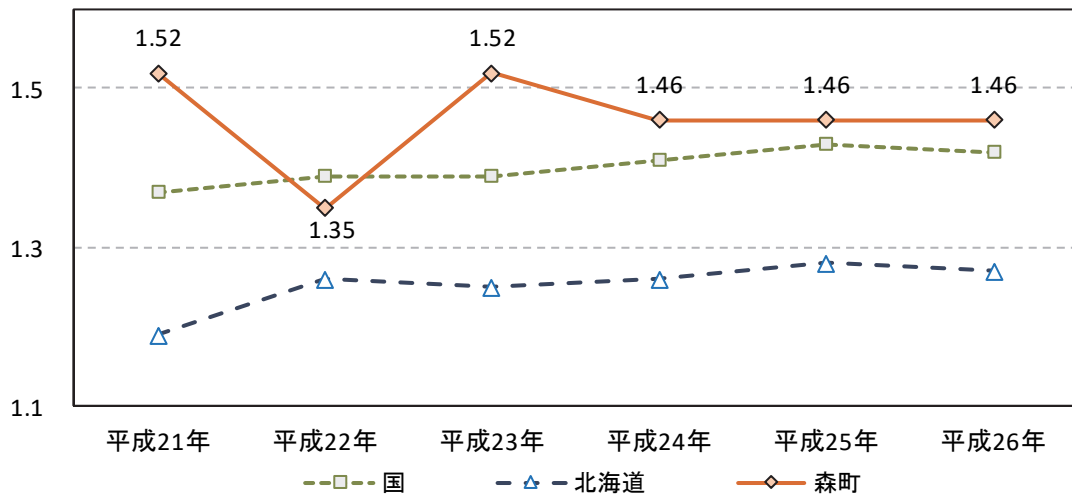
資料：森町

（４）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

当町の合計特殊出生率は国・北海道の水準より概ね高く推移しています。

■合計特殊出生率の推移



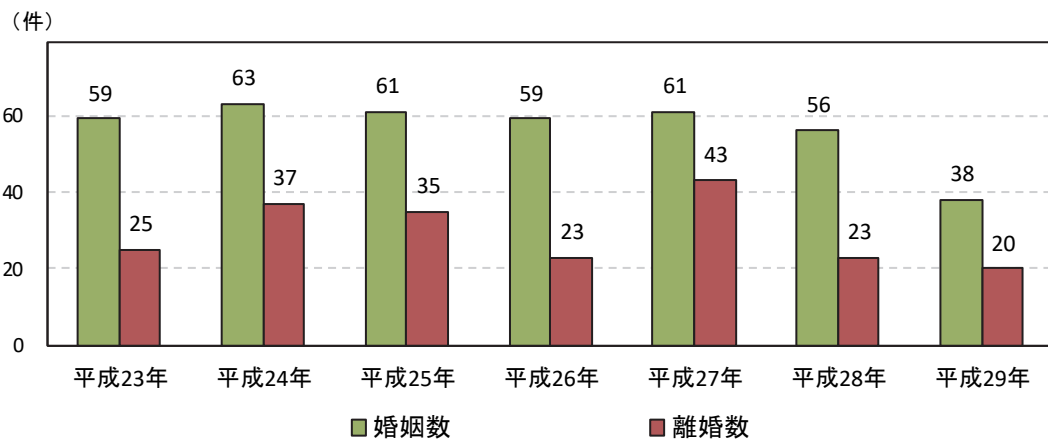
資料：道南地域保健情報年報

（５）婚姻と離婚

婚姻については、年に概ね60件前後で推移していましたが、平成29年は38件で最も少なくなりました。

離婚については、平成27年が43件で最も多く、平成29年が20件で最も少なくなっています。

■婚姻・離婚件数の推移

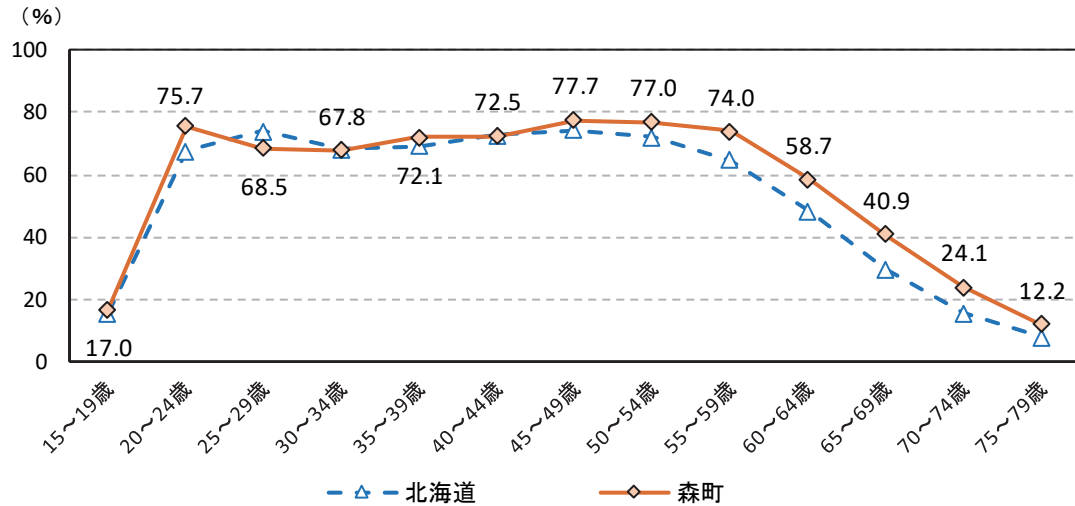


資料：森町

(6) 女性の就労状況

年齢階層別就業率を北海道と比較すると、30～34歳から40～44歳の年齢階層では大きな差異はみられませんが、他の年齢階層では概ね北海道を上回っている状況です。

■女性の年齢階層別就業率



資料：国勢調査（平成27年）

2. 子育て支援の状況

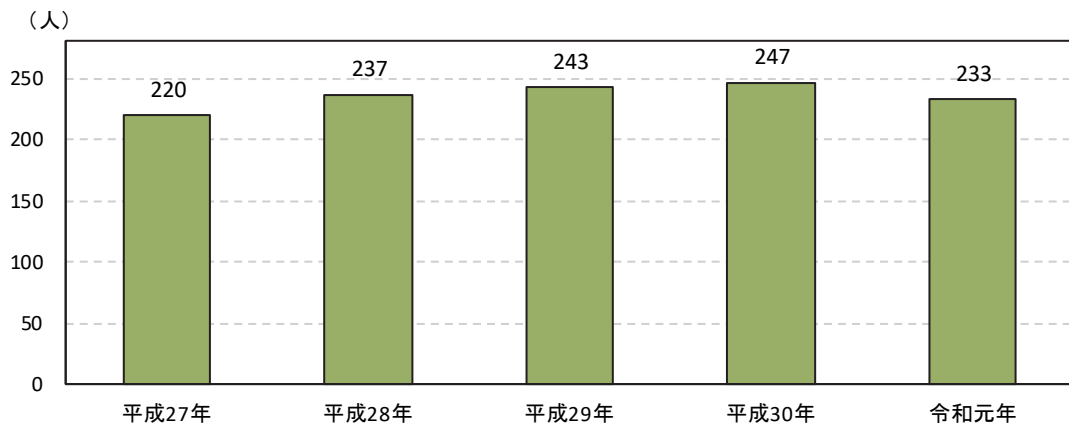
(1) 保育所の状況

現在、町内には認可保育所が3施設、へき地保育所が1施設、認可外保育所が3施設の合計7施設があります

保育所利用者数の合計は、年度ごとの増減はあるものの、おおよそ240人前後で推移しています。

令和元年度の定員に対する利用者数をみると、すべての施設において定員を下回っています。

■保育所利用者数の推移



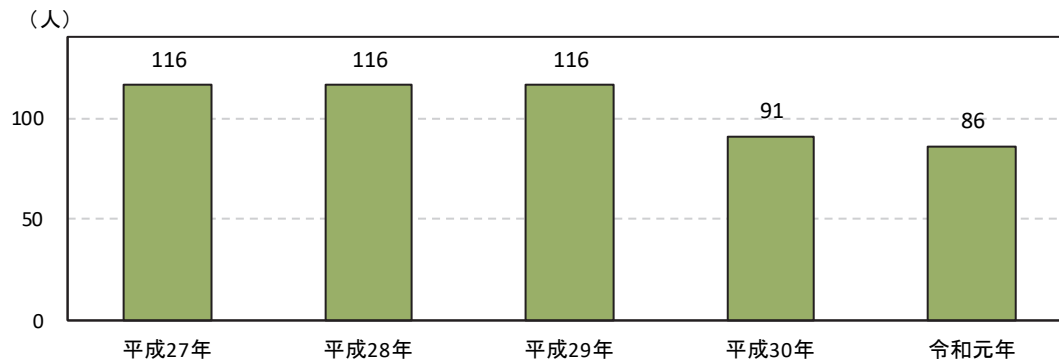
施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年度定員数
町立森保育所	48	64	91	88	92	100
町立新川保育所	27	33	43	42	48	60
町立港町保育所	24	21				
町立鷺ノ木保育所	17	16				
町立尾白内保育所	37	34	47	53	46	50
認可保育所小計	153	168	181	183	186	210
町立濁川保育所(へき地)	8	12	10	9	8	40
鳥崎保育園	24	28	24	21	11	30
駒ヶ岳保育園	15	12	9	10	7	15
こひつじ保育園	20	17	19	24	21	35
総合計	220	237	243	247	233	330

資料：森町子育て支援課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

幼稚園利用者数は、平成29年の116人から令和元年の86人と年々減少傾向にあります。
令和元年度の定員に対する利用者数をみると、どちらも定員を下回っています。

■幼稚園利用者数の推移



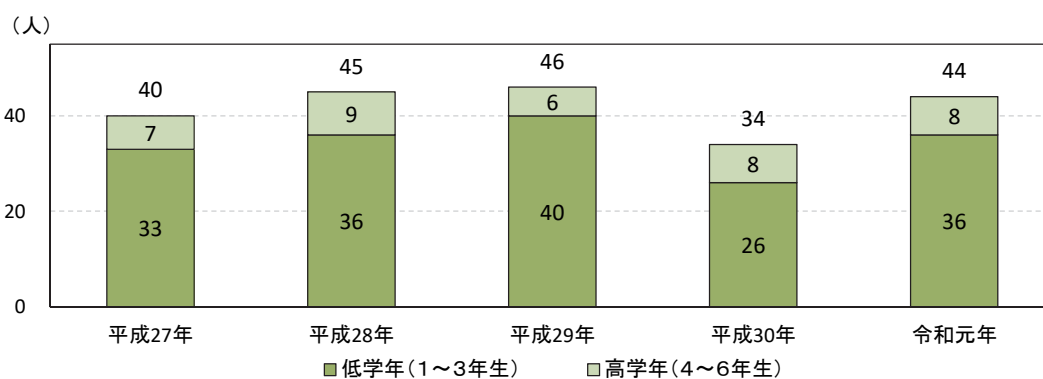
施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年度定員数
町立森幼稚園	61	69	67	49	50	100
町立さわら幼稚園	55	47	49	42	36	170
合 計	116	116	116	91	86	270

資料：森町子育て支援課（各年4月1日現在）

(3) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、年ごとの増減はありますが、おおそ年45人で推移しています。その内、高学年の利用者は8人程度となっています。

■放課後児童クラブ利用者数の推移



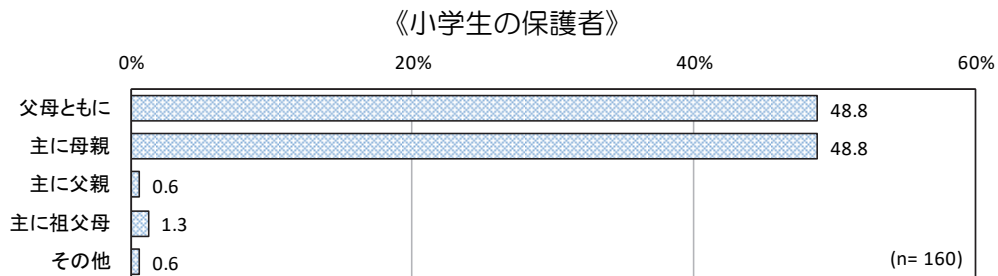
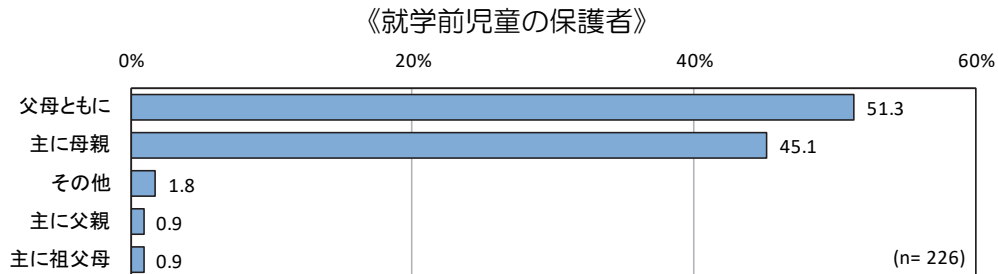
施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
低学年（1～3年生）	33	36	40	26	36
高学年（4～6年生）	7	9	6	8	8
合 計	40	45	46	34	44

資料：森町子育て支援課（各年4月1日現在）

3. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

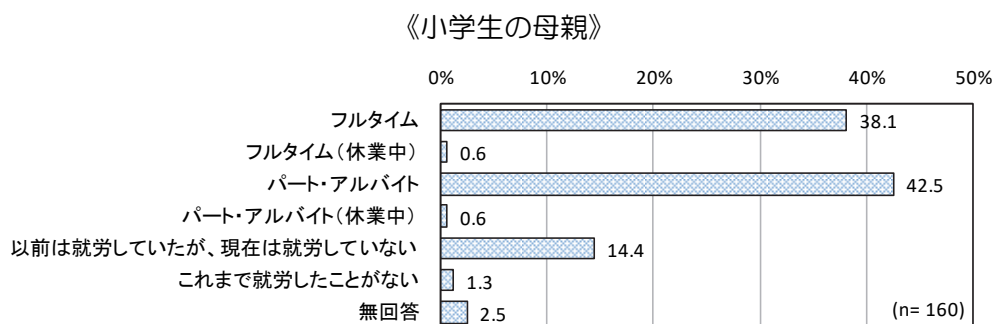
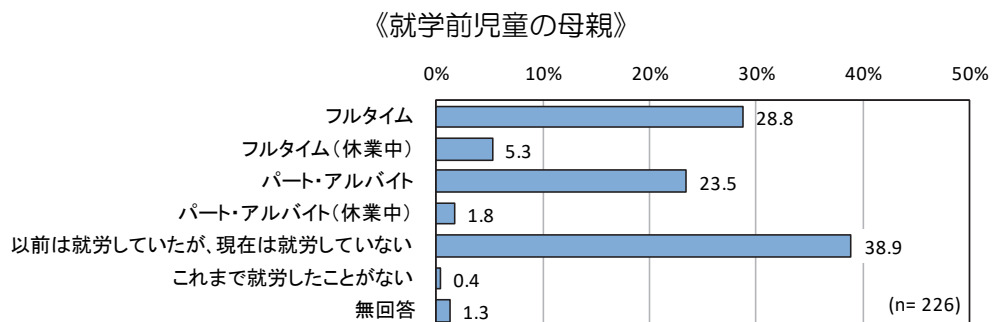
(1) 主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者で主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が51.3%で最も多く、次いで「主に母親」が45.1%が続いています。また、小学生の保護者では「父母ともに」「主に母親」がともに48.8%となっています。



(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が38.9%で最も多く、次いで「フルタイム」が28.8%が続いています。また、小学生の母親では「パート・アルバイト」が42.5%で最も多く、次いで「フルタイム」が38.1%が続いています。

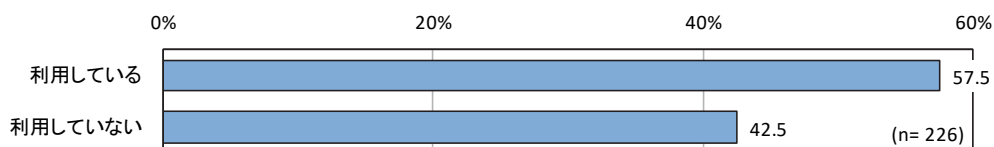


(3) 定期的な教育・保育施設の利用状況等（就学前児童）

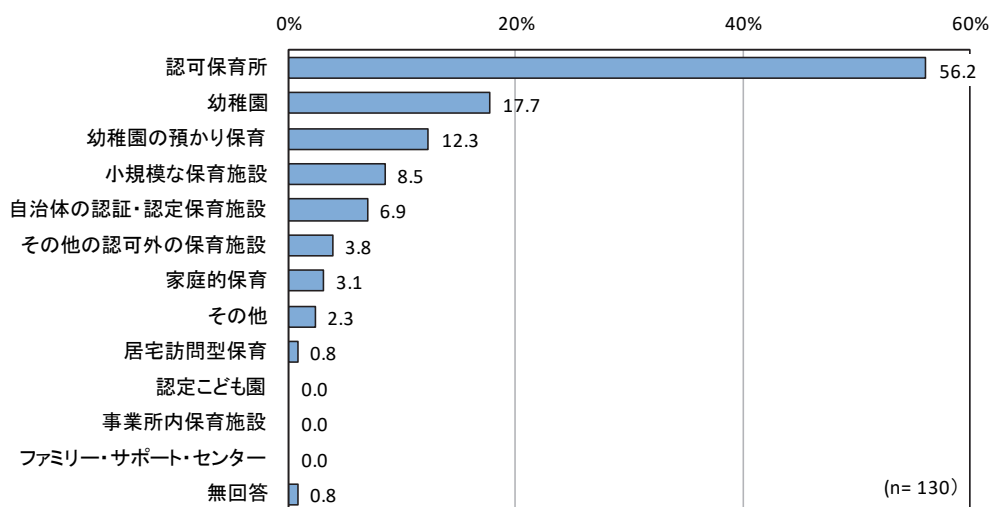
定期的に教育・保育施設を「利用している」人は57.5%、「利用していない」人は42.5%となっています。

利用している教育・保育施設の中では、「認可保育所」が56.2%で突出して多く、次いで「幼稚園」（17.7%）、「幼稚園の預かり保育」（12.3%）が続いています。

《教育・保育施設の利用状況》



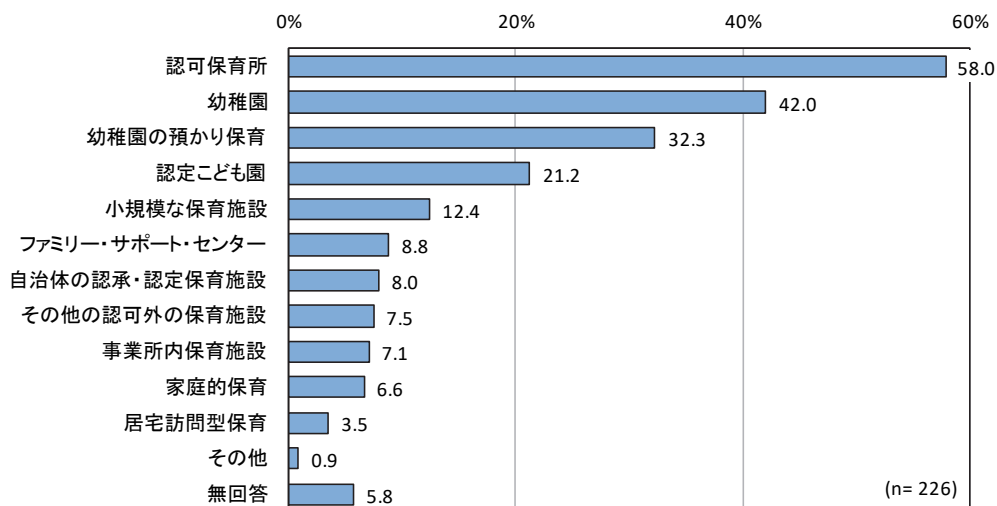
《利用している教育・保育施設》



(4) 教育・保育施設の今後の利用意向（就学前児童）

今後、定期的に利用したい教育・保育施設は、「認可保育園」が58.0%で最も多く、次いで「幼稚園」（42.0%）、「幼稚園の預かり保育」（32.3%）が続いています。

《今後利用したい教育・保育施設》

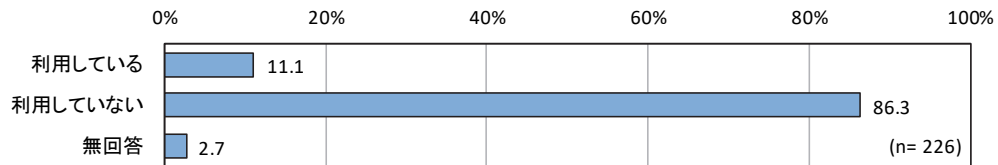


(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況等（就学前児童）

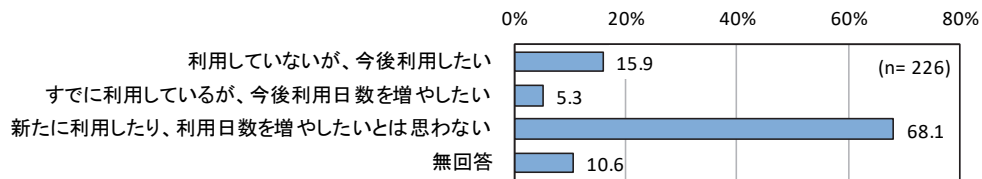
地域子育て支援拠点事業を「利用している」人は11.1%となっています。

今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が68.1%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」（15.9%）が続いています。

《現在の利用状況》



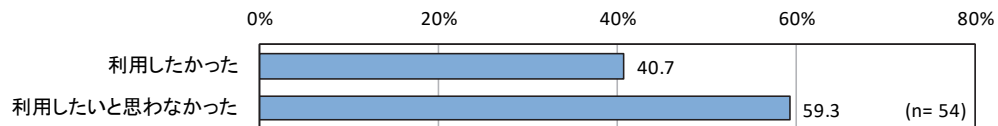
《今後の利用意向》



(6) 病児・病後児保育の利用希望（就学前児童/教育・保育施設の利用者）

教育・保育施設の利用者で、子どもが病気やケガのときに「父親が仕事などを休んだ」「母親が仕事などを休んだ」と回答した人に病児・病後児保育の利用希望をお聞きしたところ、「利用しなかった」と回答した人は40.7%となっています。

《利用希望》

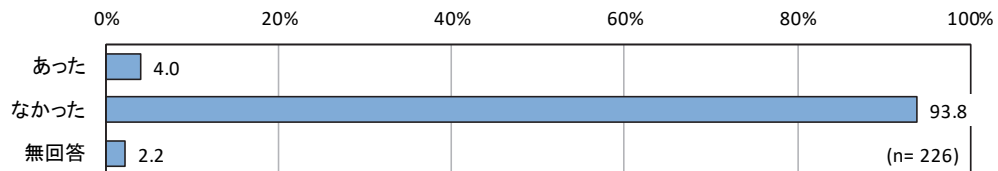


(7) 一時預かり等、不定期に利用できる事業の利用状況等（就学前児童）

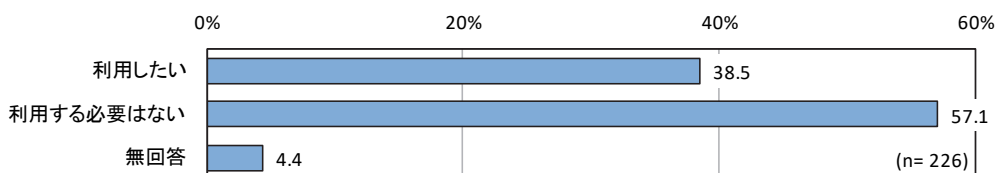
私用等で一時預かり等を不定期に利用したことが「あった」人は4.0%です。

今後の利用意向については、「利用したい」人は38.5%、「利用する必要はない」人は57.1%となっています。

《現在の利用状況》



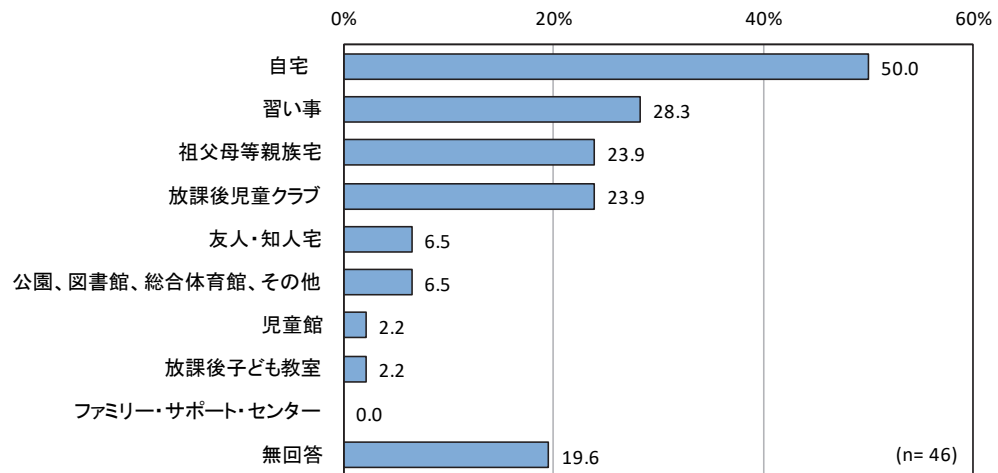
《今後の利用意向》



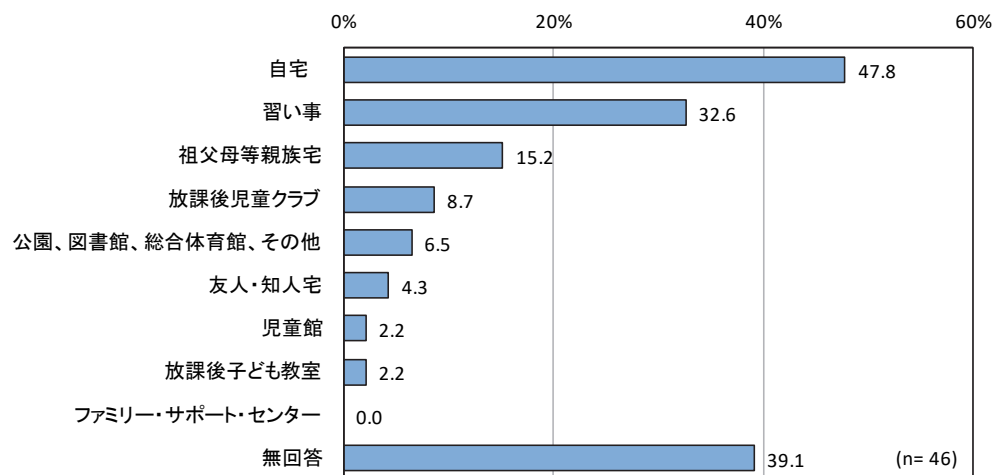
(8) 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

5歳以上のお子さんがある保護者に対して、小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所をお聞きしたところ、「自宅」が50.0%で最も多く、次いで「習い事」が28.3%が続いており、「放課後児童クラブ」を希望する人は23.9%となっています。また、小学校高学年の間では「自宅」（47.8%）及び「習い事」（32.6%）が他の選択肢と比べて多く、「放課後児童クラブ」は8.7%となっています。

《小学校低学年の間の希望》



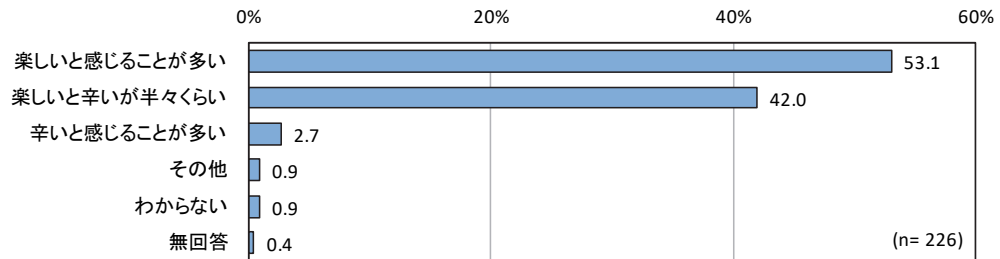
《小学校高学年の間の希望》



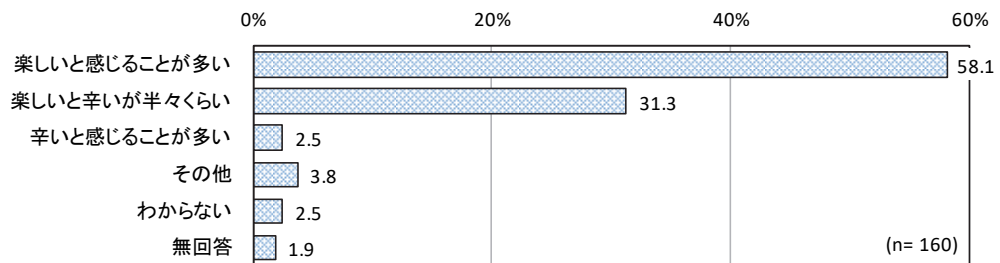
(9) 子育て・教育で感じること

保護者に、子育て・教育での感じ方をお聞きしたところ、「楽しいと感じることが多い」の割合は就学前児童の保護者では53.1%となっています。また、小学生の保護者では58.1%で、就学前児童の保護者の割合を少し上回っている状況です。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

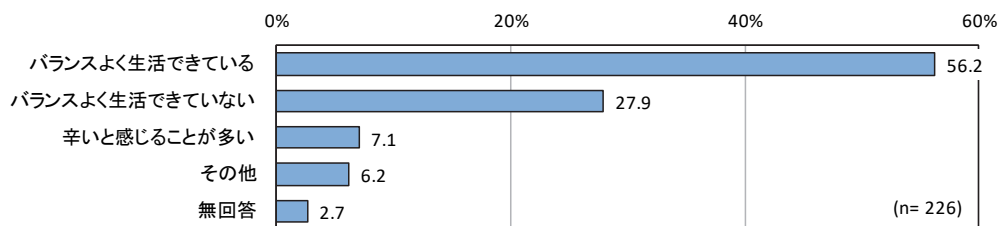


(10) 生活の中での「仕事」と「生活」のバランス

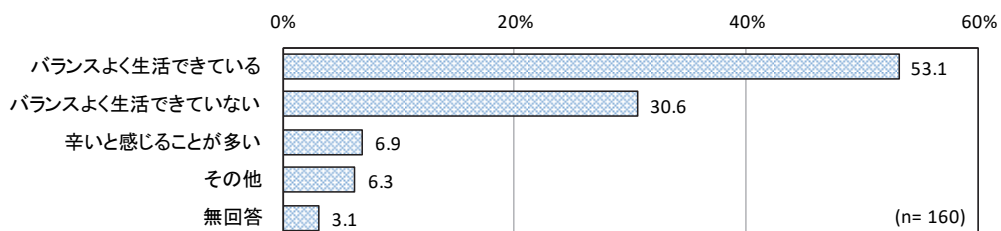
保護者に、生活の中での「仕事」と「生活」のバランスをお聞きしたところ、就学前児童の保護者では「バランスよく生活できている」が56.2%で「バランスよく生活できていない」(27.9%)を28.3ポイント上回っています。また、小学生の保護者では「バランスよく生活できている」が53.1%で「バランスよく生活できていない」(30.6%)を22.5ポイント上回っています。

なお、どちらの保護者も「辛いと感じることが多い」は約7%となっています。

《就学前児童の保護者》



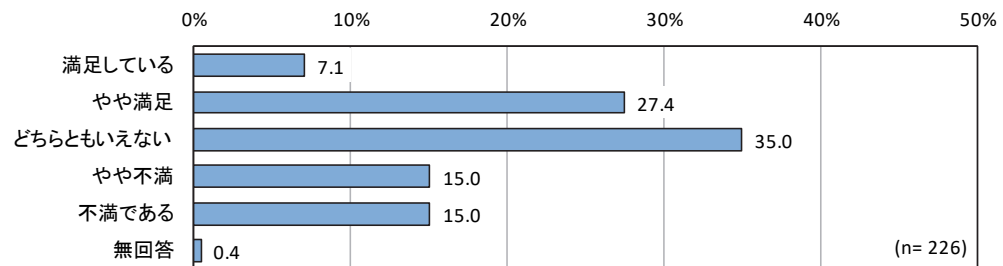
《小学生の保護者》



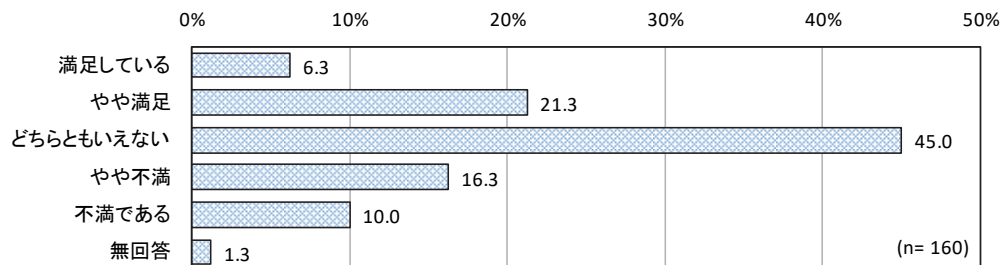
(11) 子育ての環境や支援への満足度

保護者に、当町での子育て環境や支援への満足度をお聞きしたところ、就学前児童の保護者では「満足している」（7.1%）、「やや満足」（27.4%）の合計は34.5%となっています。また、小学生の保護者では「満足している」（6.3%）、「やや満足」（21.3%）の合計は27.6%で、就学前児童の保護者の割合より6.9ポイント下回っている状況です。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》



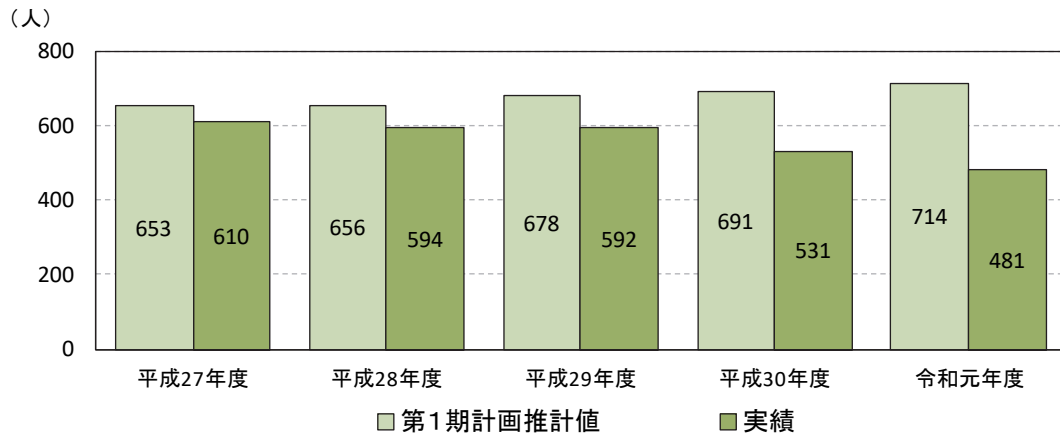
第3章 第1期計画の実施状況

1. 児童数の状況

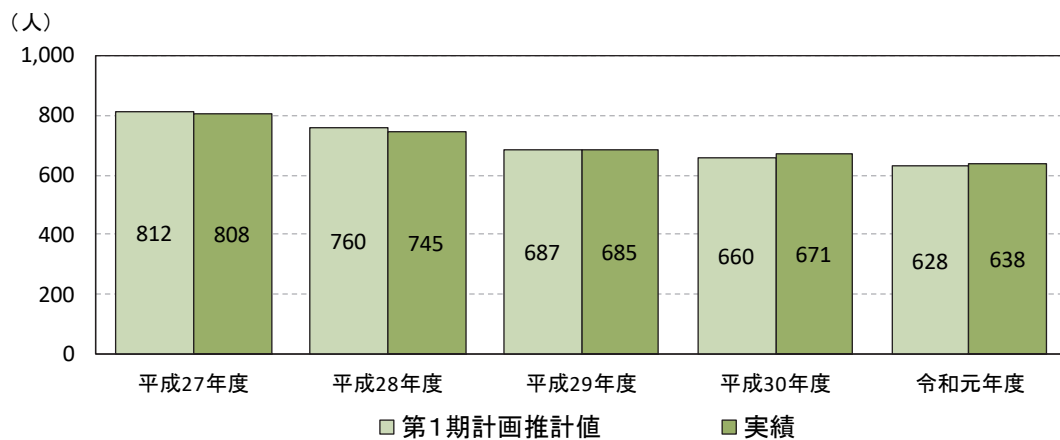
森町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童は平成27年度以降、実績が推計値を下回っており、年々乖離が大きくなっています。

一方、小学生児童は、実績と推計値はほぼ同じ状況です。

■就学前児童数の推移



■小学生児童数の推移



2. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

1号認定は計画期間内において量の見込みを下回る実績で推移となり、平成29年度までは横ばいに推移していましたが、平成30年度以降は減少しています。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	120	120	120	120	120
	確保方策		120	120	120	120	120
実績			116	116	116	91	86

※各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

2号認定の実績は平成27年度の127人から令和元年度には183人と大きく伸びており、量の見込みを上回る実績となりました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	150	150	150	145	145
	確保方策		150	150	150	145	145
実績			127	136	150	150	183

※各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

3号認定の0歳児は平成30年度までは実績がありませんでしたが、令和元年度に2名の実績となりました。

3号認定の1・2歳の実績には増加傾向がみられ、平成27年度は量の見込みを下回ったものの、平成28年度以降は量の見込みを上回る実績での推移となりました

① 0歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	0	0	0	5	5
	確保方策		3	3	3	8	8
実　　績			0	0	0	0	2

※各年4月1日現在

② 1・2歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	40	40	40	40	40
	確保方策		40	40	40	40	40
実績			38	47	41	42	59

※各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

当町では、令和元年度から森町子育て世代包括支援センターを開設し「母子保健型」で利用者支援事業を実施しています。

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	実施か所	0	0	0	0	0
実 績		0	0	0	0	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

当町では、地域子育て支援拠点事業の類似事業として、平成29年度から保健センターで子育てサロンを開設しました。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人回/月	30	30	30	30	30
	確保方策		0	0	0	100	100
実 績			0	0	20	20	20

(3) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

当町では、一時預かり事業（幼稚園型）を2箇所の幼稚園で実施しており、実績は量の見込みをやや下回って推移しました。保育所等における一時預かり事業は、保育士確保など実施体制が整わず、当町では実施できませんでした。

①一時預かり事業（幼稚園型）

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
	確保方策		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
実 績			8,910	9,094	9,247	8,627	-

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	2,500	2,500
	確保方策		0	0	0	3,000	3,000
実 績			0	0	0	0	-

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児等に対し保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い必要時助言・指導を実施する事業です。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	-	-	-	-	-
	確保方策		-	-	-	-	-
実 績			101	72	75	70	-

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	-	-	-	-	-
	確保方策		-	-	-	-	-
実 績			117	92	78	106	-

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本事業は当町では実施しておらず、実績はありませんでした。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	-	-	-	-	-
	確保方策		-	-	-	-	-
実 績			0	0	0	0	-

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

当町には児童養護施設がないため当事業を実施しておらず、実績はありませんでした。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	-	-	-	-	-
	確保方策		-	-	-	-	-
実 績			0	0	0	0	-

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

当町では延長保育事業を実施できておらず、実績はありませんでした。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	90	90	90	90	90
	確保方策		90	90	90	90	90
実 績			0	0	0	0	-

(9) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

当町では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	10	10	10	10	10
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	-

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

実績は年によって増減がありますが、計画期間内では概ね量の見込みを上回る実績となりました。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	40	40	40	40	40
	低学年		35	35	35	35	35
	高学年		5	5	5	5	5
	確保方策		40	40	40	40	40
実 績			40	45	46	34	44
1年生	16		14	18	11	17	
2年生	10		14	11	8	11	
3年生	7		8	11	7	8	
4年生	7		6	5	5	6	
5年生	0		3	1	3	1	
6年生	0		0	0	0	1	

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	回	-	-	-	-	-
	確保方策		-	-	-	-	-
実 績			1,314	1,370	1,138	1,224	-

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

これらの考え方を踏まえ、この計画では「森町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、町全体で子どもの成長を応援し、笑顔が輝くまちづくりを目指します。

基本理念

**みんなが応援 子育て・親育ち
こどもの笑顔 かがやく町に**

2. 計画の基本的な視点

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの視点を踏まえながら推進します。

(1) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になったとき、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

(2) 子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

（3）社会的視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
	児童手当等交付金	
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	仕事・子育て両立支援事業	
	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

○教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

○教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

○当町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

（1）教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全町（1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、森町内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

（2）地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町（1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、森町内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業 （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業 （病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		

3. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■就学前児童数の推計値

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	68	66	64	62	61
1歳	68	68	66	64	62
2歳	67	68	68	66	64
3歳	73	67	68	68	66
4歳	89	73	67	68	68
5歳	82	89	73	67	68
合計	447	431	406	395	389

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
6歳	112	83	90	73	68
7歳	103	113	84	91	73
8歳	110	104	114	85	92
9歳	95	111	105	115	86
10歳	105	96	112	106	116
11歳	114	109	100	116	110
合計	639	616	605	586	545

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	79	74	67	65	65
1号認定		45	42	38	37	37
2号認定で 教育の意向が強い		34	32	29	28	28
確保方策 ②		80	80	80	80	80
過不足(②-①)		1	6	13	15	15

【確保方策の考え方】

町内の幼稚園の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

(2) 2号認定（保育所・認定こども園／3歳以上）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	141	133	120	118	117
確保方策 ②		145	145	145	145	145
過不足(②-①)		4	12	25	27	28

【確保方策の考え方】

町内の認可保育所及び認可外保育施設（保育園）の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

(3) 3号認定（保育所・認定こども園／3歳未満）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	12	12	12	11	11
確保方策 ②		12	12	12	12	12
過不足(②-①)		0	0	0	1	1

【確保方策の考え方】

町内の認可外保育施設（保育園・託児所）で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	75	76	75	73	70
確保方策 ②		80	80	80	80	80
過不足(②-①)		5	4	5	7	10

【確保方策の考え方】

町内の認可保育所及び認可外保育施設（保育園・託児所）の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」の3つの類型があります。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

保健センター内の森町子育て世代包括支援センターにおいて利用者支援事業（母子保健型）を継続して実施します。また、幼稚園、保育所、学校、地域子ども・子育て支援事業など子育てに関する情報の集約・提供・相談を行い、関係機関との連絡調整・連携に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人回/月	33	33	32	31	30
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足(②-①)		7	7	8	9	10

【確保方策の考え方】

保健センターで実施している子育てサロンでの受け入れを確保方策としますが、継続して保育士等の確保を強化し事業実施を目指します。

(3) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

【幼稚園型】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	8,160	7,658	6,955	6,788	6,755
1号認定		1,889	1,773	1,610	1,571	1,564
2号認定(教育)		6,271	5,885	5,345	5,217	5,191
確保方策 ②		8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
過不足(②-①)		340	842	1,545	1,712	1,745

【幼稚園型を除く】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	577	556	524	510	502
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△577	△556	△524	△510	△502

【確保方策の考え方】

幼稚園型の一時預かりは、幼稚園で実施する預かり保育での受け入れを確保方策とします。

幼稚園型を除く一時預かりについては、現在認可施設では実施しておりませんが、町内の認可外保育施設（託児所）にて受け入れを実施しています。

地域子育て支援拠点事業同様に、継続して保育士等の確保を強化し事業実施を目指します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児等に対し保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い必要時助言・指導を実施する事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	68	66	64	62	61
確保方策 ②		68	66	64	62	61
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

家庭訪問は保健師が行い、新生児のいるすべての家庭訪問を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	106	106	106	106	106
確保方策 ②		106	106	106	106	106
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

養育支援が必要な家庭に継続して保健師の訪問、助言・指導を行います。また、虐待の発生を予防し、早期発見、早期対応の体制づくりを進め、児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本事業は当町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないと見込まれますが、必要に応じて検討していきます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本事業は当町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないと見込まれますが、必要に応じて検討していきます。

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	12	11	10	10	10
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△12	△11	△10	△10	△10

【確保方策の考え方】

現在当町では、必要となる保育士の確保が困難な状況にあるため、当事業を実施できておらず、計画期間内における事業実施も難しい状況にあります。

今後も継続して保育士等の確保に努め、通常保育の実施を優先的に進めるとともに、延長保育事業の実施についても実施に向けた検討を進めます。

(9) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	40	38	36	35	35
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△40	△38	△36	△35	△35

【確保方策の考え方】

ニーズ調査では利用希望者がいますが、町内の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる看護師等の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	65	60	60	54	50
1年生		24	18	19	16	15
2年生		16	17	13	14	11
3年生		14	13	15	11	12
4年生		7	8	8	9	7
5年生		2	2	3	2	3
6年生		2	2	2	2	2
確保方策 ②		70	70	70	70	70
過不足 (②-①)		5	10	10	16	20

【確保方策の考え方】

放課後児童クラブ（森っ子・さわら学童保育クラブ）での受け入れを確保方策とします。

(11) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中や出産後の適時に必要に応じた医学的検査等を実施する事業です。

【受診券発行者数】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	68	66	64	62	61
確保方策 ②		68	66	64	62	61
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【健診回数】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	回	952	924	896	868	854
確保方策 ②		952	924	896	868	854
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

すべての妊産婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持し引き続き事業を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

（１）認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

当町には現在、認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

（２）質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とする子どもに対しては、森町障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

（３）地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

（４）教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

地域型保育事業を利用する子どもが、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図ります。

（５）保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性、事業者の運営等にも配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、北海道との連携を図ります。

また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

8. 関連施策の推進

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人々が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

具体的には、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用し家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

《主な取組》

- ・ 地域における子ども支援ネットワークづくり
- ・ 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
- ・ 保育所サービスの充実
- ・ 子育て支援サービスの充実
- ・ 子育て支援ネットワークづくり
- ・ 一時保育の推進

(2) 経済的支援の充実

子育てにおける経済的な負担の軽減に向けて、各種助成制度や手当の支給など様々な経済的な支援を行います。

《主な取組》

- ・ 不妊治療費助成事業
- ・ 不育症治療費助成
- ・ 妊産婦一般健康診査公費負担・妊婦超音波検査公費負担
- ・ 妊産婦健康診査等交通費助成
- ・ 「ことぶき出産奨励金」の支給
- ・ 子ども医療費助成制度
- ・ 風しんの抗体価検査・風しんワクチン予防接種費用助成
- ・ 就学前児童保育料、預かり保育料及び給食費等の無償化
- ・ 小学校の修学旅行費助成

（３）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

《主な取組》

- ・子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
- ・母子、思春期保健の確保と小児医療等の充実
- ・食育の推進
- ・妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保
- ・妊娠、出産、子育て支援の切れ目のない支援

（４）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

《主な取組》

- ・次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- ・健やかに産み育てる環境づくり
- ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・次代の親の育成
- ・学校の教育環境の整備
- ・有害環境対策の推進

（５）子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる都市空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

《主な取組》

- ・子育て家庭を支援する地域づくり
- ・子育てを支援する生活環境の整備
- ・良好な住宅環境の確保
- ・安全な道路交通環境の整備
- ・安全安心なまちづくりの推進
- ・各種保育施設、医療費などへの助成

（６）職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。さらに、国、道、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

《主な取組》

- ・男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
- ・仕事と子育ての両立の推進

（７）子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済むまちづくりに取り組みます。

《主な取組》

- ・交通安全の推進
- ・犯罪等の被害防止活動
- ・被害にあった子どもの保護の推進

（８）支援を必要とする児童等への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がいのある子どもへの支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

《主な取組》

- ・児童虐待に関する相談体制の整備
- ・母子家庭、父子家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実
- ・障がいのある児童への教育の充実

第6章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。また、「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（1）行政の役割

当町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。さら

に、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが求められています。

さらに、町民一人ひとりとは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う当町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

4. 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、町外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

5. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、森町子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、森町子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核として、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

資料編

森町子ども・子育て会議条例

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号、次条第 2 項において「法」という。）

第 77 条第 1 項の規定に基づき、町長の附属機関として、森町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第 3 条 子育て会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

(1) 子どもの保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）

(2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(4) その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

（子育て会議の運営）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 1 号）抄

（施行期）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

森町子ども・子育て会議委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	森小学校 校長	渡 邊 聡	会長
2	主任児童委員	稲 見 由紀子	副会長
3	森保育所保護者代表	三十尾 佳 奈	
4	新川保育所保護者代表	高 橋 優 心	
5	尾白内保育所保護者代表	佐 藤 梨 奈	
6	森保育所 所長	佐 藤 智 子	
7	森幼稚園保護者代表	齋 藤 夏 子	
8	さわら幼稚園保護者代表	井 岸 果 歩	
9	さわら幼稚園 園長	下 村 由貴子	
10	PTA 連合会 会長	千 葉 弥 生	
11	学童保育クラブエリアマネージャー	笹 谷 亜由子	
12	森町若妻サークル連絡協議会 会長	斉 藤 優 香	

※令和2年3月10日現在（敬称略）

第 2 期
森町子ども・子育て支援事業計画
令和 2 年度～令和 6 年度

発行：森町役場 子育て支援課
令和 2 年 3 月

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町 144 番地 1
TEL 01374-2-2181（代表）
FAX 01374-2-7123